

# 平成29年6月甲良町議会定例会会議録

平成29年6月13日（火曜日）

## ◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第25号 平成29年度甲良町一般会計補正予算（第1号）
- 第3 議案第26号 平成29年度甲良町一般会計補正予算（第2号）
- 第4 意見書第1号 共謀罪の趣旨を含む「組織犯罪処罰法改正案」の慎重審議を求める意見書（案）
- 第5 発議第2号 北川豊昭町長の不信任決議（案）
- 第6 議員派遣について
- 第7 委員会の閉会中における継続審査及び調査について

## ◎会議に出席した議員（12名）

1番	岡田隆行	2番	田中章浩
3番	山田充	4番	山田裕康
5番	野瀬欣廣	6番	阪東佐智男
7番	宮寄光一	8番	木村修
9番	丸山恵二	10番	建部孝夫
11番	西澤伸明	12番	西川誠一

## ◎会議に欠席した議員

なし

## ◎会議に出席した説明員

町長	北川豊昭	教育長	橋本悟
副町長	大橋久和	教育次長	福原猛
総務課長	中川雅博	学校教育課長	大和高成
税務課長	中川愛博	社会教育課長	大野けい子
住民課長	村岸勉	保健福祉課長	米田志保子
総務課参事	橋本浩美	保健福祉課長	小林千春
企画監理課長	宮川哲郎	建設水道課長兼 人権課長	中村康之
産業課長	北坂仁	会計管理者	西村克英

◎議場に出席した事務局職員

事務局長 陌 間 忍 書 記 藤 井 千 恵

(午前9時00分 開会)

○西川議長 ただいまの出席議員数は12人です。

議員定足数に達していますので、平成29年6月甲良町議会定例会第3日目を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、4番 山田裕康議員、5番 野瀬議員を指名します。

次に、追加議案がありますので、これより町長の提案説明を求めます。

町長。

○北川町長 本日、何かとお忙しいところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。本日、追加提案させていただきます案件について、その概要をご説明申し上げます。

議案第26号は、平成29年度甲良町一般会計補正予算(第2号)を上程させていただきます。内容については、既に先日の全員協議会で説明をいたしました。歳出については、高虎ふるさと館周辺整備事業に係る用地取得費を増額、また、歳入については、地域活性化事業債の借り入れ90万円の増等を計上し、一般会計予算を45億5,602万2,000円といたしました。また、総合防災センター整備事業に関し、埋蔵文化財発掘調査が本年度にずれ込んだ関係で、年度内の工事完了が難しいことから、翌年度への繰越明許費として計上するものであります。何とぞよろしくご審議いただき、適切な議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。提案説明いたします。

○西川議長 それでは、先日の西澤議員の一般質問のときに質問がありました件に関して、回答がありますので。

総務課参事。

○橋本総務課参事 先日の西澤議員の一般質問の中で、正職員の有給休暇の消化率についてお尋ねをいただきました。その点につきまして、ご回答申し上げます。

平成28年1月から12月までが休暇の範囲となっておりまして、職員の有給の消化率でございますが、27.86%でございます。

以上です。

○西川議長 次に、日程第2 議案第25号を議題とします。

本案について討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。補正予算の範囲内で賛成とします。

そして、2つ目にこの機会に予算、決算の信頼性にかかわり若干の意見を述べておきます。

K容疑者の税金着服事件をはじめ、今までに発覚した不祥事、伝票、請求書等の紛失、支払いの大幅遅延、入金処理の長期間放置、さらには、違法調定変更の疑惑まで生じており、歳入歳出にかかわる信頼性を否定する事案が起きております。補正予算も含め、予算、決算の確実性が根底から疑われる事態に陥っていると言わざるを得ません。よって、根本的な立て直し、信頼回復を強く要請するものであります。

以上をもって、討論とします。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第25号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席ください。

起立全員です。

よって、議案第25号は可決されました。

次に、日程第3 議案第26号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第26号 平成29年度甲良町一般会計補正予算(第2号)。

上記の議案を提出する。

平成29年6月13日。

甲良町長。

○西川議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 議案第26号を説明させていただきます。甲良町一般会計補正予算(第2号)の裏面をお願いいたします。

歳入歳出の予算のところですが歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億5,602万2,000円とするものであります。

繰越明許費は、第2表で説明いたします。

地方債の補正については、第3表で説明をいたします。

1 ページをお願いします。

第1表。歳入歳出予算補正。歳入の部で、18款 繰越金、1項 繰越金、補正額10万円。20款 町債、1項 町債、補正額90万円。歳入合計100万円であります。

次のページをお願いいたします。

歳出の部です。2款 総務費、1項 総務管理費、補正額100万円であります。歳出合計は、歳入合計と同額であります。

第2表をお願いいたします。

繰越明許費であります。9款 消防費、1項 消防費、事業名、総合防災センター整備事業で、6億8,776万3,000円であります。

次のページをお願いいたします。

第3表であります。まず、変更で、起債の目的が地域活性化事業債で、90万円あります。補正後が2,200万円あります。

以上であります。よろしくをお願いいたします。

○西川議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。この繰越明許については、遺跡発掘作業によって遅延をしたものであって、そして、その上、可決した後、委員会の結論、つまりどういう建物、どういうコンセプトで、この防災センターがつくられるかという委員会の結論がまだ出ていない段階です。結論が出て、議会に提出される予定だと聞いておりますが、そういう点でもこの繰越明許の理由については理解をするところです。

同時に、今の町民の暮らしから見れば、この防災センターの予算はいったん可決をしています。その点で、町長の決断が大変大事だと思いますけども、凍結ないしは中止という決断をして、町民の民生安定、暮らしの安定というように回すべきだと考えます。そういう決断を求めて、この補正予算の範囲という点では賛成といたします。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第26号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願

ます。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第26号は可決されました。

次に、日程第4 意見書第1号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 意見書第1号 共謀罪の趣旨を含む組織犯罪処罰法改正案の慎重審議を求める意見書(案)。

上記の議案を地方自治法第112条および会議規則第14条の規定により提出します。

平成29年6月13日。

甲良町議会議長様。

提出者 甲良町議会議員、西澤議員。

賛成者 甲良町議会議員、山田充議員。

○西川議長 本案については、西澤議員から提案説明を求めます。

西澤議員。

○西澤議員 文案を読み上げまして、提案説明とさせていただきます。

共謀罪の趣旨を含む組織犯罪処罰法改正案の慎重審議を求める意見書(案)。

今国会で審議されている組織犯罪処罰法改正案について、私たち国民、町民にかかわり、現憲法の大原則の1つである国民主権、人権、内心の自由にかかわる重要な事柄であるため、同改正案について以下の懸念を抱いています。その主なものは次の事項です。

1つ目は、政府は準備行為があつて初めて捜査の対象となると説明していますが、犯罪を計画、準備を合意した全員を捜査の対象とすることになり、相談、話し合い、理解など、心の動きを犯罪の対象とするおそれは拭えません。また、これは実行行為を処罰の対象としてきた刑法の大原則を大転換することになり、冤罪、見込み捜査の温床ともなるおそれが指摘されています。

2つ目には、対象は組織的犯罪集団に限定と繰り返し説明していましたが、ついに金田勝利法務大臣は、一般人も対象になり得る重大な犯罪を実行する団体かどうかは捜査機関が判断して認定する(5月29日)と認めました。これは、判断、認定するために、組織的犯罪集団ではなくても、日常的に捜査機関が情報収集を行う権限を与えることにつながり、監視社会の強化ともなる危険があります。

3つ目には、政府が当初説明しているテロ対策とはかけ離れた法案である

ことが指摘されています。組織犯罪防止条約特区批准のため、同改正案は必要だと繰り返し説明していますが、条約が作成された当時、日本政府はテロ対策にすべきでないなどと述べており、条約はマフィアなど、国際的経済犯罪対策として成立しています。

このように、審議すればするほど矛盾点が広がり、人権団体、全国の弁護士会、田原総一郎氏、大谷昭宏氏など著名なジャーナリストなど、広範な国民が反対の意思を示しています。世論調査でも、今国会の成立にこだわる必要はないが73%（JNN、6月3日、4日）となっています。加えて、国連の人権理事会の決議に基づいて選任されたプライバシー権に関する特別報告者のジョセフ・ケナタッチ氏が、法案の計画、準備行為や組織的犯罪集団の定義が曖昧で、恣意的な適用のおそれがあり、人権侵害の懸念を表明した書簡を日本政府に提出しています。

以上の理由から、下記の事項を強く要請します。

会期末が迫る中、強行採決ならびに会期延長などの強硬的手段に及ぶことなく、国民的合意と納得を得るべく慎重審議を尽くすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

宛先は、内閣総理大臣、法務大臣、衆議院議長、参議院議長です。

滋賀県犬上郡甲良町議会議長 西川誠一となっているものです。

加えて、1つだけお願いをしますと、それぞれの党派やそれぞれの主義、主張もあるかと思えます。私たちは人権が保障されてこそ、安心して暮らしていける地域社会、日本の国だというように思えます。そういう点では、この法案、国連の特別報告者を指摘するまでもなく、さまざまところで疑問点が出ています。加えて、金田法務大臣の答弁が二転三転をし、そして、この文案にあるように、5月29日、一般人は対象にならないから安心してくださいというのがずっと、この間の日曜日の討論でもそれを出席者は繰り返して、与党が言っていました。そのことが外れている、つまり、ごまかす論法であることがはっきりしました。

そういう点で、この慎重審議、私個人としては廃案がいいと思いますが、徹底審議をして、法案の中身の論議を尽くすということで、甲良町議会からの意思表示をぜひ上げていきたいと思えますので、皆様のご賛同をぜひよろしくお願いいたします。

以上です。

○西川議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

5番 野瀬議員。

○野瀬議員 5番 野瀬でございます。私自身は、テロ対策としての組織犯罪処罰法、これについては必要だと考えております。今現在、マスコミ等でいろんな問題が指摘されておりますけれども、やはり、その辺をしっかりと慎重審議していただいて、法案を可決していただくという方向で進めていただきたいと思いますので、ここに書いてあります慎重審議を求めるということで賛成討論とさせていただきます。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、意見書第1号を採決します。

お諮りします。本意見書を関係機関に提出することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立少数です。

よって、意見書第1号は否決されました。

次に、日程第5 発議第2号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 発議第2号 北川豊昭町長の不信任決議（案）。

上記の議案を地方自治法第112条および会議規則第14条の規定により提出します。

平成29年6月13日。

甲良町議会議長様。

提出者 甲良町議会議員、西澤議員。

賛成者 甲良町議会議員、野瀬議員。同じく山田充議員、同じく山田裕康議員、同じく岡田議員。

○西川議長 本案については、西澤議員から提案説明を求めます。

西澤議員。

○西澤議員 文案を読み上げまして、提案説明とさせていただきます。

北川豊昭町長の不信任決議（案）。

北川豊昭町長に対して、町行政の最高責任者としての指導、監督責任ならびに町長として資質についても批判の声が強まっています。昨年1月に発覚した税金横領事件では、横領事実が判明した時点で速やかに現時点における現状と今後の見通し、管理監督責任などについて町民に直接説明すべきであ



ったが、記者会見は発覚から2カ月近くもたってからであり、広報こうらでの説明は、容疑者逮捕まで1度もなく、被害額の公表も終始消極的であった。

また、3月21日に公表された損害賠償請求および刑事責任追及の上で、大変重要な約2,000件のデータ（横領額と関連があると見られる未納者リストから精査したもの）の消去事件については、3月定例会開催中にもかかわらず公表せず、経過、顛末等の公開を求めた情報公開請求に対しても非公開決定を強行した。

これらは、北川豊昭町長が掲げる、清潔で開かれた明るい町政にも背くものであり、ある町民に対する差し押さえ延滞金の半額返金問題が本年5月に発覚した。議会全員協議会、総務民生常任委員会などで現在までに明らかになった事実だけでも、返金したのは北川豊昭町長の在任約8年間でたった1人であり、地方税法の規定にも反し、背任罪に当たる可能性が指摘されている。また、返金の決断理由として、前町長との約束があった、就任して間なしだった、税務課に任せていたなど、まるで他人に責任を転嫁するような言いわけを述べている。さらには、この違法な返金が発覚しないよう、本来の延滞金を減額し、違法調定にかかわった疑惑さえ生じている。この返金問題は、課税の公平、公正の原則に著しく背き、差し押さえという強制執行の効力、権威をも失墜させる重大な違反行為である。しかも、その違反行為を県職員に制止されていながら実行したことは、さらに重大である。その上、従来からごね得を許さないと標榜している北川豊昭町長の姿勢にも反する行為である。

北川豊昭町長の政治姿勢、町政運営のあり方が厳しく問われた問題をさかのぼれば、平成27年度に発覚したプレミアム商品券交付事業での町長みずから設定した限度額を超えて購入した件である。同事業が町民の生活支援制度である趣旨を介さず、同事業の検証のために設置された特別委員会で最後まで真相を語ることなく、説明責任を果たさず、町民の批判を浴びたにもかかわらず、いまだに根本的な反省は見受けられない。

以上の理由から、町政への信頼を深く傷つけた責任は重大であり、北川豊昭町長を信任することはできない。

以上、決議する。

平成29年6月13日。

甲良町議会。

文案は、以上のとおりです。

加えて、皆さんに訴えたいのは、この文案に示していることは、私が考えて、私が作文したものでもありません。もちろん、文案は私がまとめさせていただきました。皆さんもご存じのように、全員協議会、総務民生常任委員

会で、町民の代表たる議会の中で明らかになった事実であります。同時に、捜査当局が逮捕した後も、6月1日付で町長の、町民の皆様へというおわびにならない説明書が提出、配布をされています。その中の事実から見ても、この内容は食い違いがありません。

そういう点でも、北川町長はこのプレミアム商品券のときはもちろんであります。着服事件の発覚、そして、みずからかかわった延滞金半額返金の疑惑が指摘をされた段階でも、みずから潔く身を引いて辞職をし、そして、町のイメージの回復、町政信頼の回復の先頭に立つという決断が私は要るといふように思います。そういう決断があつてこそ、町民もこの甲良町を愛することができる。つまり、そういう悪いことがいっぱい起こっているけれども、まともに考えて、いい町をつくりたいと思っている人がいるんだというメッセージをぜひとも伝えていく必要があります。

そういう点では、有志の5人が今回、その内容でまとめて提出をさせてもらうことになりましたが、もともと北川町長自身が、この間の一連の経過を考えて、身を引いて潔く後進に道を譲る。そして、甲良町のイメージを刷新して、いい町をつくる。そして、信頼できる甲良町行政をつくっていく。そういうメッセージを投げかけていただきたいと切に、切に、私はこの間、思つてまいりました。そういう点では、この6月議会、そして、5カ月を切りましたが、町長選挙があります。その中でも新しい立派なリーダー、そして、頼りになるリーダーをつくりたい、つくってほしいというのは大きな隠れた世論、目にはつきませんが、大きな世論に、強い世論になっていると私は思っています。そういう点でも、この不信任決議が採択をされて、そして、甲良町が再生に向かって、また、いい町に進む方向に向かって前進できることを願つて、皆様のご賛同を呼びかけたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○西川議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

8番 木村議員。

○木村議員 8番 木村です。1点、お伺いしたいと思います。

ご存じのように、10月の下旬に町長選があるかと思うんですが、なぜ今、出されるのかをちょっと一言お願いしたい。

私の思いでいきますと、現職が立候補される、されないはもちろんわかりませんが、町民の意見を仰いで決められた方がいいんじゃないかと思つたので、ちょっとそここのところをお願いします。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 木村議員の質問にお答えしたいと思います。

私の動機をお話しした方がわかりやすいと思います。この文案をまとめて

いく段階で思いましたのは、プレミアム商品券、それから、着服事件の発覚、そして、逮捕。プレミアム商品券については、法違反でないという見解も一方にあります。そして、着服事件の指導、監督については、町長が直接、手を染めた問題ではありません。もちろん、疑惑としては町長も薄々知っていたのではないかという疑問や疑惑は生まれています。しかし、それは確定していないわけですよ。ただ、この返金問題は7年前のことですけれども、やってはならないことを、金額としては非常に少ない金額です。けれども、審議の中で明らかになりました。つまり、未収金の信頼性が壊れる、つまり、未収金を逆算して合わせるために本人に返した分、これの計算を合わせるために、元の金額を減額するという疑惑さえ生まれています。小島容疑者の手口の1つに、関西テレビが放映をしましたが、いわゆるずっとそういう帳尻を合わせることを知っていた、それから、改ざんをすることが以前からやられていたようなインタビューの中身がありました。そういう点でも、北川町長がこの1件だけと言いますが、ここにあるように、1件でもやれば、北川町長が言っている、ごね得を許さないというのに反することです。

それから、税の公平さ、それから、差し押さえという強制執行が、差し押さえされて裏で還流していたら、何をしているのかわからない、そういう差し押さえの行為そのものの信頼性が全く崩れるわけで、私が不信任決議は要るなあというように思ったのは、この返金事件が発覚して、半分受け取った人が丸山元議員に行かれていたことを思い出されて、僕に相談があったことから始まったわけですが、まさかというように私も思っていました。けれども、返金したことを北川町長が直接かかわって隠したかどうかわかりません。けれども、町の行政としては、その当人、つまり町民Aさんと言っていますが、そのAさんには未収金の連絡は行ってないわけですよ。だから、約17万円の金額を返したとなると、最初の延滞金の金額が書きかえられている疑いが非常に濃くなるわけですから、そういう点で税務行政、つまり、以前から私が言っていますように、税金の納入、管理、これは本当に事業の根幹を成す大事な事業のところ、そういうええかげんなことがされていけば、他の業務についても管理監督できないんじゃないかという点を私は思いますので、根本的な反省をしてほしいという思いがありまして、この文案とさせていただき、不信任決議を今の段階で、つまり、5月に発覚していますので、6月議会に、一番身近な期間ですので提出させてもらったということですので、ご理解いただきたいと思えます。

○西川議長 ほかにありませんか。

7番 宮寄議員。

○宮寄議員 7番 宮寄です。この前町長との約束があった返金問題、これは、

確かに7年前、この前の全協で西澤議員が町民A氏の名前をぼろっと言われましたが、この方は7年前に私のところに1度、相談に来られております。前町長と約束があった、どういうことだと、返してもらってくれと、そのようなことには私は関与しませんでした。それから、昨年度の何月かは忘れましたが、木村議長のとときにまた私のところにAさんが見えられて、町長に会わせてくれと、おまえは町長派やと。議長立ち合いのもと、町長に会わせてくれと来られました。町長派のおまえのところに行っているで、穏便に済ましてほしいわけやと。これを反対派に持っていったらえらいことになるぞと、その方は言われました。今日まで黙っておりましたが、こういうような不信任が出るということに関しては、ちょっとクエスチョンマークが出る問題です。

西澤議員にお聞きします。7年前に宮寄に相談してある、もしくは去年、宮寄に相談してあるというのを少しでも聞いておられたのか。丸山光男前議員のところにもそう言うっておられたのか、その方は。どうなのか、1点お聞きします。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 宮寄議員の質問にお答えします。

丸山光男議員が4月30日付で上申書を書かれています。私もこの上申書を書く前に3回会うことになりました。そのうちの2回は非常に長い本人との会談です。その2時間、いろんな雑談がありましたが、肝心なところでは半分返してもらったけど、まだ半分返してくれよらへんのやというので、一番最初、訪問したときに、「その半分、おまえら、返してくれるのに尽力してくれるか」と言われました。上申書にあるように、違法行為ですので、返すことはできませんというのは最初から言いました。ですから、前町長との約束があったとか、宮寄議員に相談に行った、木村議員に相談に行ったという話は一切、本人からも言われていません。

ですから、私も知る余地がありません。今、初めて聞かせてもらった段階ですので、本人さんと会った内容以外、つまり、いろんな雑談がありました。パチンコの話もありましたし、ゴルフをやるぐらいの仲間やという話もありました。けども、今、質問された、2人の議員の方の名前も、それから、前の町長が返したるといことでの約束があったことについても、一切聞いておりません。ですから、全協ないしは記者会見で前町長との約束があったというのが、経過書の中であったようだというのを記者会見の中で町長が述べておられるのを僕は引用させてもらって、それも直接、記者会見の席に同席しましたので、聞いていましたので、そういうことがあったとしても、本人に確かめる、また、そういうのを引き継いではないことですから、町

長としては断って、きちんと差し押さえどおり実行するというのが大事なことでと思いますので、質問されました、お二人のことについては、一切、本当に今、初めて聞いたところです。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

10番 建部議員。

○建部議員 職員の不祥事、もちろん町長も含めての過去の話が今、出されて不信任ということになるわけですが、確かに行政のトップでありますから、町長に最終的には責任があることは間違いないこととございます。私はまず、町長みずからが不祥事の解明、それから、正常化をしていく、そして、町民への信頼を得ていくというのを町長みずからの手で成し得ることに期待をいたしておりますし、そうあるべきだとまず申し上げます。

そこで、過去に幾つかのそういう不祥事があった、その折、町長はみずから厳しい処分を科し、また、議会からは厳しい処分が強いられてきました。一方、マスコミによる報道等によりまして、社会的制裁を受けてきましたし、今も受けております。よって、私は今回の不信任はそぐわないと、それには当たらないということで、この提案に対しては反対といたします。

○西川議長 ほかにありませんか。

7番 宮寄議員。

○宮寄議員 7番 宮寄です。私も反対討論を述べさせていただきます。

まず第1に、この2,000件のデータの消去事件とありますが、何も事件ではありません。全協等で明らかにしているように、6,000件のデータが残っているのであるから、チェックした2,000件が消えてしまったのであって、何も大騒ぎするほどの事件ではありません。これに関して不信任を出すほどのことでもございません。何をこの賛同者たちはこの2,000件にこだわるのか、全く私には理解できないんですけど、2,000件、2,000件ともう何か家が10軒ほど燃えたような大騒ぎをしてはりますが、全くこれには当たらないと思います。

それと第2に、先ほども申し述べましたが、前町長との約束があったところのAさんは7年前から私のところにも来られておりました。この前町長のところに関テレさんがインタビューに行かれているのを報道で見たことがあります。このAさんに会ったこともない、しゃべったこともないと報道で言っておられました。全くうそです。近所に住んでいるんですから、会ったこともない、しゃべったこともない、そんなばかなことはないと思います。何も

このAさんをかばうわけじゃありませんが、何らかの話し合いはされていると思います、前町長と。その約束ができていたか、できていないかまでは保証できませんが。

それと、かばうわけじゃありませんが、今の現北川町長、脅されて返金した可能性もあります。これは、あくまでも北川町長のお人柄が出ていて、これ以上、騒ぎを大きくしたくないと、職務供与に当たる可能性もあるが、もうこのままにしておくということも聞いたことがあります。この前の町長の答弁でもありましたように、町長の事務所で地権者を集めたときに、ボタンを引きちぎられたこともこのAさんにはあると述べられたように、全くの嘘ではないと思っております。脅されて返した可能性もあります。

それと、このAさんは私のところに来たときには、15万円は返してもらったとは、僕は聞いていません。それをも隠しておられました。去年、来られたときも15万は返してもらった、残りの15万は返してほしいんだということも、その中身は僕には一切伝えておりません。何が目的であったのかはわかりませんが、だから、誰が本当なのか、どれがうそなのかはわかりませんが、不信任には相当しないと思って、反対討論にさせていただきます。

○西川議長 ほかにありませんか。

5番 野瀬議員。

○野瀬議員 5番 野瀬でございます。今、想像でいろいろ話をされている部分が沢山ありますけども、事実として返還されたこと、これは事実でございます。これがいいか悪いか、犯罪の可能性もあるということで、いいということではありません。この1点からしても、不信任に値することだと思っております。賛成とさせていただきます。

○西川議長 ほかにありませんか。

9番 丸山議員。

○丸山議員 私も反対討論とさせていただきます。今、現職が一生懸命やっている中で、小島逮捕と一歩進み、これからまだその結果も出ないうちから、こういう不信任案というのは、責任逃れになってしまうような感じがします。もう少し、この任期中、小島事件も続いている中でありますので、この件に関しては反対とさせていただきます。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、発議第2号を採決します。

北川豊昭町長不信任の議決については、地方自治法第178条の規定により、議員数の3分の2以上が出席し、その4分の3以上の者の同意を必要と

します。出席議員は12人であり、議員数の3分の2以上です。また、その4分の3は9人です。

お諮りします。発議第2号に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 到着席願います。

ただいまの起立は、4分の3に達しません。

したがって、発議第2号は否決されました。

次に、日程第6 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、お手元に配布している文書のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○西川議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

次に、日程第7 委員会の閉会中における継続審査及び調査についてを議題とします。会議規則第75条の規定により、各委員長からお手元に配布している文書のとおり、閉会中における継続審査および調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○西川議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

最後に、町長の挨拶があります。

町長。

○北川町長 6月5日が全協で、6日開会の6月定例議会、本日、閉会日を迎えました。この間、いろんな議案を提案させていただきました。良識のある議員の皆さんのおかげで、全ての議案が可決をいただきました。大変ご苦労さまでございました。

振り返りますと、私も平成21年11月10日が就任初日でありました。約7年と8カ月近くになるのかなと思っております。就任直後にちょうど防災無線が買いかえの時期というようなことで、更新がされるときでありました。記憶の中では、プロポーザルで5社ぐらいが名乗りを上げたのかなと思っております。その中で、パナソニックが一番いろんな形で条件的に見合うということでパナソニックに防災無線の全てをお任せするということになりました。入札ではございませんので、大阪のパナソニックの支店長が見えて、

予定価格は1億5,000万円、そういうお話でございました。これは大変な金額やなというような思いが私もありまして、この件については、担当任せではなく、私がトップセールスで直接交渉しようというような強い姿勢で臨みました。大阪から5回にわたって支店長に、甲良町役場の町長室に来ていただいた、そういう経緯もありました。結果的には、1億5,000万は1億1,200万、3,800万の値引きに成功しました。

翌年、立て続けに電算システムが全て更新する、そういうことでございました。それも富士通の電算システムを採用させていただくということになりました。中間業者はケーケーシーであります。ちょうど京都のケーケーシーの後藤部長という方やと思うんですが、その方と私がトップセールスで値段交渉をさせていただきました。予定価格1億3,000万であります。ちょうど12月に1億3,000万でケーケーシーが富士通の電算システムを入れさせてほしいというようなお話でございました。年末の12月ですので、1月の新年の挨拶に後藤部長に、まず手土産に1億切ってきてくださいというようなお話もさせていただきました。正月明け5日だったと思うんですが、後藤部長が来て、開口一番、「町長、1億でお願いします」というようなお話でもございました。「あんた、何言ってるの。1億切ってこいって言ったじゃないの。帰ってちょうだい」と言うて、それ以上のことは言わずに帰っていただいたと。それから、数回の交渉の中で最終8,800万という金額にもなりました。

そういうことを考えると、2つの案件で8,000万近い値引き交渉ができた。これも財政の脆弱な甲良町にとって、大変大きなことではないかと。そのことによって、それ以降、職員の皆さん、何を購入するにしても、何ぼにまけてくれるんやという部分が職員の間浸透してきたと。今まで言われたとおりで払っていたものが、全て値引き交渉をした納得の上で購入すると、入札は別として。そういうような体制ができたのも一つの成果ではないかと。結果論として、後藤部長はこの年の夏に値引きをし過ぎて、減給処分を受けたというようなことも聞きました。

しかし、私も23年に、次に指名競争入札、これを一般競争入札に変更することを担当課長通じて指示を出しました。もともと平成19年7月に指名競争入札によって、ライフサポートセンターの入札に関して、談合があったのかどうかというようなテレビ報道がありました。そのことによって、岡田議員がこの前、一般質問で、議員は皆さん仲よくした方がいいというようなことでした。それまでは、議員は全部仲よくしていたんです。そのことがあって、議会が真っ二つに割れたのはそのときなんです、実は。これは、談合容認派と談合は許さない、その真っ二つに割れた。その構図はずっと今も引



きずっているわけです。

そして、私は23年に指名競争から一般競争入札に変えました。変えるということは、それだけそういう関係の人たちを全て敵に回すことになるわけです。しかし、どこかで区切りをつけて、思い切ったことをやっていかないと、次に後継する人がいつまでもそれができない。そういう思いから私はいろんなことで敵がどんどんできてくる。敵という言葉は悪いですが、要は意に沿わない人ができてくる。当然のことです。私はそれでも思い切ってやっていった。

先ほど、西澤議員から平成22年のことも言われました。還付金の問題も確かにそういう意味では、私にとっても厳しい部分でもございました。しかし、あれも見て見ぬふりをするのか、思い切ってやってきっかけをつくって以降はそれでいくのか。そこなんですよね。当たりさわりのないように、見て見ぬふりをすれば、こういう今日の問題は起こらなかったでしょう。ただし、差し押さえ執行、そういうことがそれから以降、ずっと今日まで続いて、今後も続いていく。やはり、それは納税義務としてきちっと払ってもらえん人、中にはお金があっても払わない人がおります。それを強制執行するというのは基本でもあり、水道料金に至っては、元栓をとめるということも何年前から執行をし始めました。こうした思い切った事業をやることを決断することは、当然、私に対してどんどんと反撃される1つの要素にもなるということも百も承知の上で、今日まで来た。

今日までちょうど7年と8カ月。この議会も就任2期目の最後から2番目の本会議でもあります。もう残りは9月議会のみとなります。先ほど、不信任案が否決されました。不信任案に賛成していただいた方々は、私の体を考え、二十数年間ここで頑張ってきた、あとはゆっくりとしてくださいと。3日にいっぺんゴルフも行って、体を癒やしてくださいという親切心で不信任案を出していただいたのかなと、そういう思いもいたしております。

この2017年6月、振り返りますと今から402年前、1615年、大坂夏の陣がありました。豊臣家滅亡の一步手前であります。甲良町が生んだ偉大な先人、藤堂高虎侯は大坂夏の陣、八尾若江岩田、東方に陣をとり、進撃をする前に豊臣方の長宗我部盛親によって、奇襲作戦で大ダメージを受け、家臣を多く亡くしましたが、かろうじて井伊直孝の軍が応援に来たおかげで相手を蹴散らすというような歴史に残る場面もございました。

甲良町もいよいよ甲良町秋の陣が10月に始まります。私は、いずれの形にせよ、皆さんのいろんな意見をしっかりと頭に残して、これだけ打たれる中で孤軍奮闘じゃなくて、みんなと手を合わせて、しっかり秋の陣も頑張っていこうと、形はどうであれという新たに思いをさせていただいたというこ

とも皆さんにお伝えを申し上げ、これからいよいよ夏場になります。議長の方から、日照りが続いて、水が心配やというようなお話もございました。皆さんもそれぞれお体をご自愛いただいて、そして、議員としての日々の活動に頑張っていただけのことにも期待を申し上げまして、閉会にあたりましての挨拶とさせていただきます。ご苦労さまでございました。

○西川議長 これをもって、平成29年6月甲良町議会定例会を閉会します。  
ご苦労さまでした。

(午前10時30分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 西 川 誠 一

署 名 議 員 山 田 裕 康

署 名 議 員 野 瀬 欣 廣